

各 位

平成 28 年 4 月 20 日

証券投資信託証券発行者名	ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
	(コード：8721)
代表者の役職・氏名	一時執行役員 西川 卓男
資産運用会社名	SBIアセットマネジメント株式会社
	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西川 卓男
連絡先担当者名	商品企画部 富重・中村
連絡先 TEL	03-6229-0180

規約の一部変更及び投資主総会開催に関するお知らせ

ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人（以下、「本投資法人」といいます。）は本日開催の役員会におきまして、本投資法人の存続期間設定を含む規約の一部変更その他の議案を、平成 28 年 7 月 13 日に開催される本投資法人の投資主総会に付議することを、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 投資主総会での決議事項

- 第 1 号議案 規約の一部変更の件
- 第 2 号議案 執行役員 1 名選任の件

2. 議案の概要

(1)規約の一部変更の件

本投資法人の規約について、以下の変更を行います。

- ① 本投資法人の設立後、投資事業有限責任組合の形態を利用する等、様々な未公開株投資への手法が開発され、厳格なディスクロズを要請される投資法人を通じた投資に対応できる未公開企業が減少しているため、本投資法人においても投資対象企業の選定に困難を極める状況が続くようになってまいりました。平成 25 年 6 月にリプロセルが上場した前後及び平成 26 年 9 月にリボミックが上場した前後に理論価値である参考評価額を大幅に上回る状態が続いた後、市場価格と参考評価額の

乖離が拡大しています。要因としては、未公開株が5銘柄と減少している現状、今後の市場価格の上昇期待を持つ投資家が減少し、投資主の換金売りが継続していること等が考えられます。その結果、投資主の皆様が期待される価値での換金性を維持できない状況が続いております。そのため、現在の規約には存続期間が定められておりませんが、新たに存続期間を定めることにより、分配という最終的な選択肢を確保することが投資主の皆様の利益にかなうものと判断し、存続期間の満了日を平成29年7月30日と定めるものです。

なお、本議案が平成28年7月13日に開催される投資主総会で承認可決された場合、「投資信託及び投資法人に関する法律」第143条により、本投資法人は存続期間の満了により解散することとなり、また、東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に従い、本投資法人の存続期間の満了により、本投資法人が発行する投資証券の上場が廃止されることとなりますので、ご留意ください。

- ② 本投資法人の経費負担を軽減するため、執行役員の報酬について、無報酬とする旨の変更を行います。

(2) 執行役員1名選任の件

一時執行役員の西川卓男は、投資主総会開催日（平成28年7月13日）をもって任期満了となりますので、新たに執行役員として関谷明広の選任をご承認いただくものです。

3. 規約変更の内容

規約変更の内容は以下のとおりです。

現 行 規 約	変 更 案
<p>クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 規約</p> <p>第1章 総 則 第1条～第3条 (略) (挿入)</p> <p>第2章 投資口</p>	<p>クローズド・エンド型証券投資法人 ベンチャー・リヴァイタライズ証券投資法人 規約</p> <p>第1章 総 則 第1条～第3条 (略) (存続期間) <u>第3条の2 本投資法人の存続期間は、 設立日より平成29年7月30日までとします。</u></p> <p>第2章 投資口</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 4 条～第 9 条 (略)</p> <p>第 3 章 資産運用 第 10 条～第 22 条 (略)</p> <p>第 4 章 資産評価及び金銭の分配 第 23 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 5 章 投資主総会および役員会等 第 27 条～第 29 条 (略)</p> <p>(執行役員および監督役員の報酬の金額および支払の時期)</p> <p>第 30 条 <u>執行役員の報酬額は、1 人当たり月額 1 5 万円とし、毎月末に支払うものとします。</u></p> <p>② (略)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 31 条～第 32 条 (略)</p> <p>第 7 章 その他 第 33 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象および方針</p> <p>本投資法人規約第 10 条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針 運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p>	<p>第 4 条～第 9 条 (略)</p> <p>第 3 章 資産運用 第 10 条～第 22 条 (略)</p> <p>第 4 章 資産評価及び金銭の分配 第 23 条～第 26 条 (略)</p> <p>第 5 章 投資主総会および役員会等 第 27 条～第 29 条 (略)</p> <p>(執行役員および監督役員の報酬の金額および支払の時期)</p> <p>第 30 条 <u>執行役員は無報酬とします。</u></p> <p>② (略)</p> <p>第 6 章 会計監査人 第 31 条～第 32 条 (略)</p> <p>第 7 章 その他 第 33 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象および方針</p> <p>本投資法人規約第 10 条に基づき別に定める資産運用の対象および方針は、次のものとします。</p> <p>I 資産運用の基本方針 運用資産の運用は、わが国の株式等を中心に投資し、運用資産の中長期的な成長を目指します。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>投資事業有限責任組合の出資持分（以下「未公開株等関連資産」といいます。）への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」といいます。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので上場後5年以内の株券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「未公開株等投資額」といいます。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等（未公開株等関連資産を通じて保有する未公開株等を含みます）への投資額が未公開株等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。</p> <p>ただし、本投資法人設立当初、投資する未公開企業の公開時および市場環境等、上記基本投資配分等が維持されないことがあります</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分</p>	<p>投資事業有限責任組合の出資持分（以下「未公開株等関連資産」といいます。）への投資を含め、わが国の未公開企業（民事再生法或いは会社更生法等の適用などにより未公開となった企業を含む。）の発行する株式等（以下「未公開株等」といいます。）および金融商品取引所で取引されている株式の発行会社のもので上場後5年以内の株券等（以下「上場株式等」といいます。）への投資額の合計（以下「未公開株等投資額」といいます。）が純資産額の70%以上となり、かつ、未公開株等（未公開株等関連資産を通じて保有する未公開株等を含みます）への投資額が未公開株等投資額の50%以上とすることを基本投資配分とします。</p> <p>また、わが国の地方経済の発展および地方分権への流れを中長期的に捉え、その中心となると考えられる大阪府下の未公開株等に運用資産の20%から30%程度を投資することを基本とします。</p> <p>ただし、本投資法人設立当初、投資する未公開企業の公開時、<u>市場環境および本投資法人の存続期間満了に向けた対応のため等</u>、上記基本投資配分等が維持されないことがあります</p> <p>II 資産運用の対象とする資産の種類、目的および範囲</p> <p>① 特定資産</p> <p>a 種類および目的</p> <p>イ. 有価証券</p> <p>わが国の株式等を主要投資対象とし、リスク・ヘッジ、業種分</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。</p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるのものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>ロ. ～ハ. (略)</p> <p>b (略)</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 有価証券投資</p> <p>本投資法人は、その運用資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とします。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>散および流動性を意図しながら、運用資産の中長期的成長を目的として投資します。<u>ただし、本投資法人の存続期間満了に向けた対応等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。</u></p> <p>主要投資対象とするわが国の株式等とは、次に掲げるのものとします。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>ロ. ～ハ. (略)</p> <p>b (略)</p> <p>② (略)</p> <p>Ⅲ (略)</p> <p>Ⅳ 有価証券投資</p> <p>本投資法人は、その運用資産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とします。<u>ただし、本投資法人の存続期間満了に向けた対応等の運用上やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

4.日程

- 平成 28 年 4 月 20 日 投資主総会提出議案の役員会決議
- 平成 28 年 5 月 9 日 投資主総会基準日公告日 (予定)
- 平成 28 年 5 月 26 日 投資主総会基準日 (予定)
- 平成 28 年 6 月 27 日 投資主総会招集ご通知発送 (予定)
- 平成 28 年 7 月 13 日 投資主総会開催 (予定)

以 上